3/1 赤旗

# 介護 情報技術で職員減らせる?!

## 「全く違う」5割

## 厚労省調査で明らかに

介護施設でICT（情報通信技術）を活用すれば、職員配置を減らしても大丈夫だろう―。こんな厚生労働省の思惑とはまったく違った実態が、2021年度の介護報酬改定を検証した調査結果で明らかになりました。

厚労省が28日に公表したもので、ベッドや居室内にセンサーを設置する「見守り機器」を利用定員の8割以上に導入している認知症対応型の共同生活介護事業所（グループホーム＝GH）が対象。21年度改定での職員配置基準の緩和どおりに、「1ユニット（生活単位）ごとに夜勤職員1人」の原則を「3ユニットで同2人」などに減らした影響を調べました。（1ユニットの定員は最大9人）

回答数が少ないものの、夜勤職員の削減前後の業務内容を比較すると、職員1人1日（600分）あたりで直接介護の時間は53・6分増の約210分でした。「定時巡視」は1・9回減の25回となった一方、「不穏な動きの確認」は1・9回増の5・3回となりました。

「担当ユニットの範囲が増え、見守りが大変になった」と答えた職員が6割強で、「業務量増で生じた支障をICTの導入等で解消しているか」との設問に「まったく違う」との回答が5割にのぼりました。自由回答では「1人1ユニットを見るだけでも大変」との声が出ています。

厚労省の対応は調査結果が示した実態とは真逆です。24年度から見守り機器を利用者の1割以上に設置するなどした認知症GHは、夜勤職員の加配を減らせるようにします。介護老人保健施設の相部屋などについてもICT化と引き換えに夜勤体制の基準を緩和します。